

豊田市農業委員会議事録

令和4年7月25日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和4年7月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎7階、南72委員会室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第45号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第47号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第48号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第49号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第51号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	—————
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	6番 近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番 梅村 逸次
10番	水野 省治	11番	梅村 貢司	12番 中島 匡代
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番 伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	—————
19番	横条 鈞			

< 欠席委員 > (2名)

3番	西山弥太郎	18番	杉田 雅子
----	-------	-----	-------

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主査	杉本 一浩	主査	伊藤 寿信	主査	岩月 彰弘

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、3番、西山弥太郎委員、18番、杉田雅子委員、以上2名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

13番、加知満委員、14番、伊藤喜代司委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第45号から第51号までの審議案件7件とその他の報告案件4件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第45号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第45号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

52番、柘塚東町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

53番、柘塚東町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

54番、柘塚東町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

55番、畝部東町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

56番、本町の件。

担当推進委員の中野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

57番、高岡町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

58番、亀首町の件。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

59番、大平町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

60番、遊屋町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

61番、足助町の件。

担当推進委員の青山委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

62番、連谷町の件。

担当推進委員の加納委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

63番、篠原町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第45号で上程されました12件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長：ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第45号は承認決定されました。

令和4年議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

116番、前田町の件、駐車場です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、117番、今町の件、店舗です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、118番、西新町の件、仮設事務所・駐車場、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、119番、西山町の件、店舗です。第2種農地です。判断基準は、愛環梅坪駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 4件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、120番、広田町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、121番、高岡町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連担している区域に近接する区域でおおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、122番、若林西町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、123番、駒場町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、124番、駒場町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、125番、上原町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、上豊田駅からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、126番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、127番、御船町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 3件とも問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、128番、勘八町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、129番、田茂平町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、130番、石飛町の件、駐車場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（貢）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、131番、白川町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断

基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

中島委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、132番、下国谷町の件、自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、133番、桑原町の件、バーベキュー施設です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の杉田委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第46号で上程されました18件について、賛成の委員は挙手をお願い

します。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第46号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第47号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第47号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

5番、桑田和町の件、変更内容は事業者変更です。

本件は、令和4年4月8日付で第5条許可を得ました。当初は、譲受人と譲受人の妻の共有名義にて住宅建築資金を借り入れる予定でしたが、許可後に借入れ金融機関を変更したところ、単独名義でしか借入れができないこととなったため、譲受人を共有名義から単独名義に変更をいたし、今般、事業計画変更承認申請をするものです。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第47号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第 4 7 号は適当である旨、承認されました。
令和 4 年議案第 4 8 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 4 年議案第 4 8 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。
5 番、樹木町の件、主たる従事者の死亡のためです。
担当推進委員の神谷委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただ
いております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第 1 0 条の要件を満た
していることを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第 4 8 号において上程されました 1 件について、賛成の委員は挙手をお
願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第 4 8 号は承認決定されました。
令和 4 年議案第 4 9 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 4 年議案第 4 9 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
6 番、畝部東町の件、担当推進委員の高橋委員から、証明について問題ない

旨、御意見をいただいております。

7番、鶯鴨町の件、担当推進委員の深津委員から、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第49号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。
よって、議案第49号は承認決定されました。
令和4年議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。
今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和4年8月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第50号資料①は、利用権の総括表になります。議案第50号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第50号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3番、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和4年8月1日ですが、貸借の終わりはそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、24筆、2万6,404平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第50号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長：ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第50号は承認決定されました。

令和4年議案第51号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和4年議案第51号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙配付資料3ページから12ページを御覧ください。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 5 1 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 5 1 号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明を求めます。

事 務 局： 議案 1 4 ページ及び別紙配付資料 1 3 ページ及び 1 4 ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案 1 5 ページを御覧ください。

報告、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書受理について。

5 2 番、本町の案件から、1 6 ページを御覧ください。5 9 番、御船町の案件までの 8 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 1 7 ページを御覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書受理について。

2 6 番、泉町の共同住宅の案件から、1 8 ページを御覧ください。3 1 番、浄水町の宅地造成までの 6 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 1 9 ページを御覧ください。

報告、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について。

7 9 番、吉原町の自己用住宅の案件から、2 2 ページを御覧ください。9 1 番、上野町の自己用住宅の案件までの 1 3 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時20分)

議事録署名者
